

東京都新型インフルエンザ等対策行動計画素案の概要

都行動計画の目的

- 新型インフルエンザ等（※）の感染拡大の抑制、都民の生命及び健康の保護
- 都民生活及び都民経済に及ぼす影響の最小化

（※）対象となる感染症の定義

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）
- ・新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

改定の方針

初の抜本改定を行った政府行動計画に基づき、以下の方針で改定

1 新型コロナ対策において積み重ねてきた知見・経験を活かす

2 首都東京の特性を踏まえた対策の具体化

新たな感染症にも揺るがない強靱で持続可能な都市・東京の実現を目指す

平時の備え

- 人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等の実施
- 都と都民、区市町村、医療機関、事業者等との情報共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進
- 感染症法等に基づき、関係機関と協定を締結し、感染症発生時の医療・検査を迅速に行う体制の確保

有事の迅速な初動対応

- 国や関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、東京iCDCや東京都感染症医療体制戦略ボード等と共有
- あらかじめ定めた手順により直ちに都庁一体となった初動体制を立ち上げ、都民の生命及び健康を守るための緊急かつ総合的な対応の実施

首都東京の都民生活・経済を守るバランスの取れた対策の実施

- 東京は首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中する世界有数の大都市
- 急速な感染拡大による社会的影響を緩和するため、まん延防止の取組を適切に実施
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に実施

今後のスケジュール

- 令和7年1月27日（月）から2月26日（水）まで パブリックコメント実施
- 令和7年4～5月 都行動計画改定公表予定

東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の改定のポイント

<p>① 初の抜本改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（第7条）に基づき、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成25（2013）年に策定（平成30（2018）年に一部改定） ✓ 令和6年7月の政府行動計画の抜本改定を受け、都行動計画も、策定以来初の抜本改定を実施 ※約90頁 ⇒ 約200頁に拡充
<p>② 幅広い感染症に対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定
<p>③ 柔軟かつ機動的な対策の切替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 状況の変化（検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等）に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え
<p>④ 発生段階の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載、準備期の取組を充実 対応期は以下の4時期に区分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
<p>⑤ 対策項目の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に実施体制、まん延防止の項目の記載を充実 ・ 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うことを記載 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="420 1049 1031 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①サーベイランス・情報収集 ②情報提供・共有 ③都民相談 ④感染拡大防止 ⑤予防接種 ⑥医療 ⑦都民生活及び経済活動の安定の確保 ⑧都市機能の維持</p> <p style="text-align: center;">※実施体制は 総論に記載</p> </div> <div data-bbox="1146 1049 1860 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、<u>リスクコミュニケーション</u> ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン</p> </div> <div data-bbox="1885 1049 2484 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬都民生活及び都民経済の安定の確保</p> </div> </div>

構成：第1部は基本的な考え方、第2部は各対策項目の考え方と取組、第3部は都の危機管理体制を記載

第2部 各対策項目の考え方及び取組

	準備期	初動期	対応期
第1章 実施体制	■ 役割整理や指揮命令系統等の構築、研修、訓練を通じた 関係機関間の連携を強化	■ 準備期における検討等に基づき、都及び関係機関における実施体制を強化、 迅速に対策を実施	■ 各対策の実施状況に応じて 柔軟に実施体制を整備し、見直しを実施
第2章 情報収集・分析	■ 情報収集・分析に加えて、 情報の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を実施	■ 新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する 情報の収集・分析を迅速に実施	■ 感染症のリスクに関する情報、都民生活及び都民経済に関する 情報等の収集・分析を強化
第3章 サーベイランス	■ 平時からサーベイランス体制を構築し、情報を速やかに収集・分析	■ 平時において実施しているサーベイランスに加え、 有事の感染症サーベイランスを開始	■ 流行状況に応じ、適切に感染症サーベイランス等を実施
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	■ 都民等の感染症に関するリテラシーを高め、都の情報提供・共有に対する 認知度・信頼度を向上	■ 感染拡大に備えて、都民に新たな感染症の特性や対策等の 的確な情報提供・共有を実施	■ 都民の関心事項を踏まえ、対策に対する都民の理解を深め、 適切な行動につながるよう促す
第5章 水際対策	■ 国が実施する研修及び訓練への参加等を通じて、 国等との連携体制を構築	■ 国及び関係機関等と連携し、 感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築	■ 感染拡大の状況等を踏まえながら、 国及び関係機関と連携して適切に対応
第6章 まん延防止	■ 対策の実施等に当たり参考とする必要のある 指標やデータ等の整理を平時から実施	■ 都内でのまん延の防止やまん延時に 迅速な対応がとれるよう準備等を実施	■ まん延防止対策を講ずるとともに、効果等を総合的に勘案し、 柔軟かつ機動的に切替え
第7章 ワクチン	■ 関係機関と連携し、ワクチンの 流通接種体制を構築	■ 国の方針等に基づき、 接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施	■ 確保したワクチンを 円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種を実施
第8章 医療	■ 予防計画に基づき有事に 関係機関が連携して医療提供できる体制を整備	■ 保健所や医療機関等と連携し、 相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備	■ 初動期に引き続き、保健所や医療機関等と連携し、患者に 適切な医療が提供できるよう対応
第9章 治療薬・治療法	■ 治療薬及び治療法の 情報を速やかに医療機関等に提供し、活用できるよう、体制づくりを実施	■ 医療機関等に対する治療薬等の 最新の知見の情報提供や、適切な使用等の調整等を実施	■ 迅速に有効な治療薬を確保し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を実施
第10章 検査	■ 平時より 検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に推進	■ 国等と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生当初から、 検査拡充等の体制を迅速に整備	■ 国の方針や都内の感染状況等を踏まえ、 検査体制等を適時拡充・見直し
第11章 保健	■ 感染症対策連携協議会等を活用し、 多様な関係機関との連携体制を構築	■ 予防計画や健康危機対処計画等に基づき、 有事体制への移行準備を進める	■ 予防計画や健康危機対処計画等に基づき、 求められる業務に必要な体制を確保
第12章 物資	■ 感染症対策物資等の 備蓄等、必要な準備を適切に実施	■ 都民の生命及び健康等への影響が生じることを防ぐため、 有事に必要な感染症対策物資等を確保	■ 初動期に引き続き、 感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に実施
第13章 都民生活及び都民経済の安定の確保	■ 事業者及び都民へ適切に情報提供・共有、必要な準備の実施を勧奨する等、事業継続に向けて準備	■ 事業者や都民に、感染対策等、必要となる可能性のある 対策の準備等を呼び掛け	■ 準備期での対応を基に、 都民生活及び都民経済の安定を確保するための取組を実施

東京都新型インフルエンザ等対策行動計画案 東京の特性を踏まえた対策のイメージ (抜粋)

準備期

実施体制

- 都、区市町村、保健所等による実践的な訓練等を通じた関係機関間の連携強化

情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 都が提供・共有する情報の認知度・信頼度の向上、ワンボイス*での情報提供等の体制整備
(※) 危機管理を担う多様な情報源からであっても一貫した情報提供・共有をすること。

保健・医療

- 都及び保健所設置区市は、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から関係機関等と意見交換や研修・訓練、必要な調整を通じ、連携を強化
- 相談・受診から自宅療養や入院までの流れ等、有事の際の保健・医療提供体制を確認・整理
- 電子カルテの導入支援、感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム (G-MIS) 等の活用を通じたDX推進・入院調整等の効率化

水際対策

- 検疫所における隔離・停留の為に医療機関・宿泊施設等の利用調整、健康監視の代行要請等の連携の在り方を検討

都民生活及び都民経済の安定の確保

- 事業継続に向けた準備 (オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨、ハイブリッドな学習形態等による教育及び学びの継続に関する体制整備)

初動期

危機管理体制

- あらかじめ定めた手順により直ちに都の初動体制を立上げ (国の初動対処要領と密接に連携)

情報収集・分析

- 情報収集・分析を迅速に実施し、東京iCDC、東京都感染症医療体制戦略ボード等と共有

ワクチン

- 大規模接種会場の設置や職域接種等、区市町村の接種体制の補完に向け必要に応じ準備

都民生活及び都民経済の安定の確保

- 事業継続に向けた準備 (オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議の活用、テレワークや時差出勤等の準備を要請)

対応期

保健・医療

- 保健所設置区市を含む管内 (都内) での円滑な入院調整のため、必要に応じて入院調整本部を適時設置 (保健所の管轄を越えた広域調整)

まん延防止

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、まん延防止対策を柔軟かつ機動的に切替え (都独自の対象事業者や施設管理者等の区分によるきめ細やかな対応の検討・要請)

都民生活及び都民経済の安定の確保

- 教育及び学びの継続 (※コロナ時の具体例：オンライン学習、感染症の専門家による点検・評価・助言など)

■ : 主に保健・医療分野

■ : 主に社会機能分野

※都は、準備期・初動期・対応期を通じて、区市町村、保健所等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進

① 実施体制

都行動計画のポイント

- ◆ 有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、人員の調整、縮小可能な業務の整理、訓練等を実施
- ◆ 有事においては、準備期における検討等に基づき、都及び関係機関における実施体制を強化、迅速に対策を実施、感染症危機の状況や都民生活・都民経済の状況などに応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直しを実施

準備期

○実践的な訓練の実施

- 都、区市町村、保健所、医療機関及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施

○体制整備・強化

- 専門人材、職員等のキャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進
- 医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化

○関係機関の連携の強化

- 国、区市町村などと連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施
- 東京都感染症対策連携協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議

初動期

○疑いを把握した場合の措置

- 国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を東京iCDCや東京都感染症医療体制戦略ボード等と共有
- 必要に応じて、速やかに東京都感染症対策連絡会議や東京都危機管理対策会議を開催し、情報の収集・共有・分析や危機に対処するための対応策を検討

○発生が確認された場合の措置

- 厚生労働省や統括庁から情報を入手した場合には、直ちに知事に報告、総務局と保健医療局で情報共有

○都対策本部の設置・開催等

- 特措法に基づき、政府対策本部が設置された場合には、速やかに都対策本部を設置・開催
- 事態及び都対策本部設置等について、都民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供
- 各局は、具体の対応を柔軟かつ的確に実施

対応期

○対策の実施体制

- 国が定める基本的対処方針及びJ-IHS（国立健康危機管理研究機構）から提供される感染症の特徴に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施
- 保健所や東京都健康安全研究センターとも連携し、都内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備

○都による総合調整

- 特措法や感染症法に基づき、必要な総合調整を実施

○特措法によらない時期の体制

- 政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく都対策本部を廃止

② 情報収集・分析

都行動計画のポイント

- ◆ 平時より、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備し、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段を確保
- ◆ 有事の際は、発生した感染症の特徴や病原体の性状等の情報収集・分析を迅速に行い、感染拡大防止と都民生活・経済との両立も見据えた感染症対策を実施

準備期

○実施体制の構築

- ・国内外からの情報を収集・分析する体制を整備
- ・国内外の関係機関や専門家等とのネットワークを形成し連携体制を強化
- ・収集すべき情報の整理や分析方法の研究等、社会影響等も踏まえた準備

○平時の情報収集・分析

- ・感染症対策における意思決定及び実務上の判断を行うため、効率的に国内外の情報収集・分析を実施
- ・情報収集・分析に当たり、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用

※情報収集・分析の対象は以下

- ・国内外の感染症の発生状況や対応状況
- ・感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）
- ・臨床像に関する情報
- ・医療提供体制や人流、都民生活及び都民経済に関する情報
- ・社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報 等

初動期

○実施体制（有事体制への移行）

- ・感染症に関する国等からの情報収集・分析を実施
- ・国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、東京 i C D C や東京都感染症医療体制戦略ボード等と共有
- ・保健所は、地域の感染情報の収集・分析や、医療機関等との連絡調整等、事前対応型の取組を推進

○情報収集・分析等

- ・国等のリスク評価を踏まえ、速やかに有事の体制への移行を判断し、準備・実施
- ・都民生活・経済や社会的影響に関する情報収集・分析を実施
- ・準備期に構築したネットワークを活用した情報収集・分析を継続するとともに、都民等にわかりやすく提供・共有

対応期

○実施体制（対応の強化）

- ・WHO や国等から、国内外の発生状況等の情報を速やかに収集・分析し、東京 i C D C や東京都感染症医療体制戦略ボード等と共有

○リスク評価に基づく感染症対策の実施等

- ・都民生活及び都民経済等に及ぼす影響の把握及び必要な情報の収集
- ・国の方針等を踏まえ、都内の実情に応じた積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目の見直し
- ・流行状況やリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の切替え

○情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

- ・国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都民等に迅速かつ分かりやすく提供・共有

③ サーベイランス

都行動計画のポイント

- ◆ 関係機関との連携強化を含むサーベイランス体制を構築するとともに、平時から感染症サーベイランスを実施
- ◆ 新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、柔軟かつ機動的に感染症対策を切替え

準備期

○実施体制の構築

- ・感染症サーベイランスシステム及び感染症健康危機管理情報ネットワークシステム等を活用し、関係機関の情報連携体制を構築
- ・東京iCDCや東京都感染症医療体制戦略ボードと協力して国内外の感染症情報を迅速に収集・分析し、都民や関係機関に発信

○平時からの感染症サーベイランス

- ・季節性インフルエンザ等の患者・病原体サーベイランス等を実施し、情報の解析・集積を実施
- ・東京感染症アラートによる患者発生の早期把握
- ・(平時の)疑似症サーベイランス、感染症救急搬送サーベイランスの実施

○DXの推進

- ・保健所と協力し、医療機関の電磁的方法による発生届の提出を促進
- ・都全体としての保健所業務のDX推進

初動期

○有事体制への移行

- ・準備期から実施している感染症サーベイランスを継続
- ・国の症例定義に基づく疑似症サーベイランスを開始
- ・入院サーベイランス及び病原体ゲノムサーベイランス等、有事の感染症サーベイランスを開始
- ・東京都健康安全研究センターで亜型等の同定を行い、J-IHSへ報告

○リスク評価に基づく感染症対策

- ・国と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施

○都民等への情報提供・共有

- ・国と連携し、都内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、新型インフルエンザ等の発生状況等や感染症対策に関する情報を、都民等へ迅速に提供・共有

対応期

○有事の感染症サーベイランスの実施

- ・国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、独自に判断して感染症サーベイランス等を実施

○リスク評価に基づく感染症対策

- ・国と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施
- ・流行状況やリスク評価に基づき、国の方針や専門家の意見も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対策を切替え

○都民等への情報提供・共有

- ・国と連携し、感染症サーベイランスにより発生状況等を迅速に把握し、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め、都民等へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

都行動計画のポイント

- ◆ 平時から様々な場面において感染症に関する基本的な知識の普及啓発や適時適切な感染症対策等に係る情報提供・共有に取り組むことで、都民等の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、都による情報提供・共有に対する認知度・信頼度を向上
- ◆ 有事には、最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有

準備期

○新型インフルエンザ等の発生前における都民等への情報提供・共有

- 都による情報提供・共有が有用な情報源として、都民等による認知度・信頼度が向上するよう努める
- 偽・誤情報の流布、インフォデミックの問題が生じないよう、各種媒体を活用して偽・誤情報に関して啓発

○新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有の体制整備

- 高齢者、こども、外国人など、様々な人に適切な配慮をし、情報提供・共有する媒体や方法を整理
- 都として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備
- 双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に実施できるよう、必要な体制を整備

初動期

○迅速かつ一体的な情報提供・共有

- 報道発表、記者会見、ホームページへの掲載、SNSでの発信等により、迅速かつ積極的に情報提供を実施
- 感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、都民等の行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出

○双方向のコミュニケーションの実施

- 情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める

○偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- 偏見・差別等は許されるものではないこと等について都民及び事業者に理解を求める
- 偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、適切に対応

対応期

○リスク評価に基づく方針の決定・見直し

- 都民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、感染症対策の根拠を丁寧に説明
- 都民等に不要不急の外出や都道府県を越えた移動等の自粛を求める際には、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明
- 病原体の性状等を踏まえたリスク評価の分類に基づき、感染拡大防止措置を見直す場合は、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明
- 特に影響が大きい年齢層に対し、重点的に可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを実施

⑤ 水際対策

都行動計画のポイント

- ◆ 平時より、水際対策に係る国の体制整備へ協力するとともに、国による研修・訓練等への参加を通じて、国及び関係機関との連携体制を構築
- ◆ 有事の際は、国の実施する水際対策に連携・協力し、健康監視等を実施

準備期

○実施に関する体制の整備

- ・ 検疫所及び管内に所在する港湾・空港関係機関との情報伝達ルートを確認し、連携体制を構築
- ・ 検疫所における隔離・停留のための医療機関、宿泊施設等の利用調整、健康監視業務の代行要請等、連携の在り方について、感染症対策連携協議会の場等で協議・検討

○国及び関係機関との連携

- ・ 国が実施する研修・訓練への参加等を通じた国及び関係機関との連携

初動期

○国及び関係機関との連携

- ・ 国と連携して健康監視対象者の情報を入手し、保健所や東京都健康安全研究センターと情報共有するなど、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築

○検疫強化への協力

- ・ 国と連携し、居宅等待機者に対する健康監視を実施
- ・ 検疫所と情報共有を図りながら、検疫措置のための環境整備に協力
- ・ 新たな疾患に対する検査体制を速やかに整備
- ・ 検疫所が実施する疫学調査や隔離・停留等に連携・協力して対応

対応期

○国及び関係機関と連携

- ・ 国が実施する病原体の性状を踏まえた対策強度の切替えや、ワクチン・治療薬の開発・普及状況に応じた対策方法の変更・緩和・中止等、状況の変化を踏まえ、初動期の対応を継続
- ・ 国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有

⑥ まん延防止

都行動計画のポイント

- ◆ 平時より、まん延防止対策の必要性について都民や事業者等の理解を促進
- ◆ 有事には、都民生活及び都民経済への影響も十分考慮した上で、まん延防止対策を講じ、医療のひっ迫を回避し、都民の生命及び健康を保護
- ◆ 緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、都民生活及び都民経済への影響を軽減

準備期～初動期

対応期

<準備期>

○都民等の理解促進等

- ・感染症対策の内容・意義について周知広報
- ・都民一人一人の協力が重要であることや、実践的な訓練等の必要性について理解を促進
- ・休業要請や不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限の要請等について、個人や事業者におけるまん延防止対策について理解を促進
- ・基本的な感染症対策の普及を行うとともに、有事対応等の理解を促進

<初動期>

○都内でのまん延防止対策の準備

- ・感染症法に基づく患者対応（入院勧告・措置等）や濃厚接触者の対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備
- ・J I H S からまん延防止対策に資する情報を提供を受け、リスク評価を実施

○まん延防止対策の実施

- ・患者や濃厚接触者：感染症法に基づく措置（入院勧告・措置等）や病原体の性状に応じた対策
- ・住民：基本的な感染対策の勧奨、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高い場所への外出自粛、時短対象施設の時間外利用自粛（まん延防止等重点措置）、生活維持に必要な場合を除きみだりに外出することの自粛（緊急事態措置）等
- ・事業者や学校：感染リスクの高まる業態・場所等について、営業時間変更（まん延防止等重点措置）、施設の使用制限（緊急事態措置）、休業等の要請（緊急事態措置）等

○時期に応じた対策の実施

【封じ込めを念頭に対応する時期】

- ・医療資源に限界があることや効果的な治療法・ワクチンが存在しないこと等を踏まえ、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請するかの検討を含め、封じ込めを念頭に強度の高い対策を実施

【病原体の性状等に応じ対応する時期】

- ・病原性・感染性等に基づくリスクに応じて、対策の強度を適切に選択し、医療のひっ迫を回避
- ・医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請
- ・子どもや若者、高齢者等、特定のグループのリスクが高い場合は、そのグループへの重点的な対策を検討

【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期～特措法によらない基本的な感染症対策への移行期】

- ・これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う

⑦ ワクチン

都行動計画のポイント

- ◆ 平時より関係機関と連携しワクチンの流通・接種体制を構築するとともに、ワクチンについての正しい情報提供により都民の理解を促進
 - ◆ 有事の際は、国からの要請に応じて接種を行うとともに、感染状況により接種体制を拡充
- ※本章における「住民接種」とは、予防接種法第6条第3項に基づき都道府県知事または市町村長が行う臨時の予防接種を指す

準備期

○ワクチンの供給体制の確保

- ・国からの要請や関係機関との協議により、ワクチンの円滑な流通に向けた体制を構築

○接種体制の構築

- ・接種会場や医療従事者の確保等についての整理、接種会場等の検討、訓練等の実施

①特定接種（都、区市町村）

- ・地方公務員については、都又は区市町村が実施主体として接種体制を構築
（登録事業者等への接種体制構築は国が実施）

②住民接種（区市町村又は都）

- ・具体的な実施方法等について関係機関と協力し準備
- ・国が構築するシステムの活用等について検討

○研究開発の推進

- ・東京都医学総合研究所におけるワクチン開発等の研究の推進

○情報提供・共有

- ・国が情報提供・共有するワクチンの役割や有効性及び安全性、接種体制等についてHPやSNS等を通じた情報提供・共有により都民等の理解を促進

初動期

○接種体制の構築（準備期に計画した体制の活用）

- ・特定接種・住民接種に用いるワクチンの円滑な流通に向けた体制構築の手順の確認
- ・国からの実施方針やワクチン供給量、予算措置等に関する情報に基づき、接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施
- ・地域の関係者と協力し、接種会場や接種に携わる医療従事者等を確保するなど、接種体制を構築
- ・大規模接種会場の設置や職域接種等、区市町村の接種体制の補完に向け必要に応じ準備
- ・医療関係者への協力要請・指示や、医療従事者不足の際には、歯科医師や診療放射線技師等への接種の要請の検討等、接種人材の確保を検討

対応期

○ワクチンや接種に必要な資材の供給

- ・国からの供給状況に応じて、区市町村へのワクチン供給量を調整
- ・ワクチンを接種会場等に円滑に流通させる体制構築を支援
- ・納入量等に係る国との緊密な情報共有、医療機関等への早期の情報提供を実施

○接種体制／接種の実施

①特定接種（都、区市町村）

- ・国の実施決定に基づき、集団接種を実施

②住民接種

- ・国からの要請に応じ全都民が速やかに接種を受けられるよう体制を構築
- ・関係団体等と連携し、医療従事者の確保に向けた対策を実施し接種体制を強化
- ・感染状況に応じ接種体制を拡充

○都民等への情報提供・共有

- ・ワクチンの有効性・安全性の情報や、接種後の副反応疑い報告、健康被害救済申請の方法等、国からの情報等を都民等へ周知・共有

⑧ 医療【1】

都行動計画のポイント

- ◆ 感染症危機において感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から予防計画及び保健医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して医療を提供できる体制を整備するとともに、研修・訓練等を実施
- ◆ 感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、都民の生命及び健康を保持

準備期

○予防計画・医療計画に基づく医療提供体制整備

- ・医療機関と、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結
- ・発生国の帰国者等からの相談を受け、感染症指定医療機関等を案内する相談センター、感染症指定医療機関、協定締結医療機関、一般医療機関等と有機的に連携し医療提供体制を確保
- ・民間宿泊事業者等との間で協定締結を進めて宿泊療養施設の確保

○研修や訓練による人材の育成等

- ・研修や訓練の実施により、医療人材や感染症に関する専門人材の育成を支援

○新型インフルエンザ等の発生時のためのDX推進

- ・国の取組状況も踏まえ、医療機関における電子カルテの導入支援や、感染症サーベイランスシステム、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の活用を通じてDXを推進し、入院調整等を効率化

初動期

○感染症に関する知見の共有等

- ・国やJ I H Sから提供された診断・治療に関する情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知

○医療提供体制の確保等

- ・発生公表前から、感染症指定医療機関における医療提供体制を確保
- ・感染症指定医療機関による受入体制を確保し、入院調整に関する体制を構築
- ・準備期に整理した相談・受診から入退院までの体制を迅速に整備

対応期

○都による総合調整・指示

- ・医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充
- ・医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等を全都的に調整

○適切な医療提供体制の構築に向けた対応

- ・感染症指定医療機関に加え、協定締結医療機関に対して、協定に基づく医療提供、後方支援、医療人材派遣等を要請
- ・一定期間の収入補償や物資提供等の医療機関の体制強化、支援を実施

(次ページへ)

準備期

○医療機関の設備整備・強化等

- ・感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援

○臨時の医療施設等の取扱いの整理

- ・国による制度設計を踏まえ、臨時の医療施設等の設置、運営、医療人材確保等の方法等について検討

○感染症対策連携協議会等の活用

- ・感染症対策連携協議会等を活用し、関係機関の情報共有や連携強化を図るとともに、相談・受診から自宅療養や入退院までの流れ等、有事の際の体制を確認・整理
- ・感染症法に基づく総合調整権を活用した医療提供体制の確保について予め関係機関等と確認

○特に配慮が必要な患者への医療提供体制確保

- ・特に配慮が必要な患者の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、関係機関等との間で平時から協議を行う

初動期

○医療提供体制の確保等（続）

- ・新型インフルエンザ等に感染したおそれがあると判断される場合に、直ちに保健所に連絡するよう医療機関に要請
- ・予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備
- ・流行初期医療確保措置協定締結医療機関に対し、対応の準備を要請

○相談センターの整備

- ・発生国の帰国者等からの相談を受け、感染症指定医療機関等を案内する相談センターを速やかに整備し受診促進等に活用

対応期

○時期に応じた医療提供体制の構築

<流行初期（発生の公表から約3か月を想定）>

- ・感染症指定医療機関、流行初期医療確保措置協定締結医療機関において入院医療・外来医療の提供体制確保を要請
- ・状況に応じて速やかに入院調整本部を設置し、円滑な入院調整の仕組みを構築
- ・相談センターの強化及び都民等への周知により、速やかに発熱外来の受診を案内

<流行初期以降>

- ・感染状況に応じ、入院医療・外来医療に対応する協定締結医療機関を拡大
- ・範囲や優先度を明確にした入院調整、転退院支援の実施
- ・自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制や支援を強化
- ・感染症の性状や医療提供体制の状況等に応じて、確保病床等を補完する臨時の医療施設を機動的に設置
- ・ハイリスクのグループに対する重点的な医療提供体制の確保
- ・相談センターの強化の取組を継続

⑨ 治療薬・治療法

都行動計画のポイント

- ◆ 国やJ I H Sと緊密な情報共有体制を確保しながら、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供
- ◆ 医療機関や薬局へ円滑に流通させる仕組みを整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備を実施

準備期

○治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

- 医療機関等が有効な治療薬・治療法の情報を早期に入手・活用できるよう、平時から国・J I H S・医療機関等と感染状況に応じた情報提供体制や実施のための手順等を確認
- 抗インフルエンザウイルス薬について、国の備蓄方針を踏まえ、都の特性等を踏まえた必要量を計画的かつ安定的に備蓄
- 卸売販売業団体等と協議し、必要時における備蓄医薬品の供給手順等について確認

○研究開発の推進

- 有事における治験等に関する協力依頼への対応方法を国と確認
- 東京都医学総合研究所における治療薬・治療法の開発に向けた研究推進

初動期

○都民・医療機関等への情報提供・共有

- 国やJ I H S等と緊密に連携し、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬・治療法に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、都民等に対して迅速に提供・共有

○治療薬の適正使用等

- 供給量に制限のある治療薬が適時かつ公平に配分できるよう国に協力
- 医療機関、薬局に対し治療薬の適切使用の要請及び適正対応を指導（過剰発注等防止）

○抗インフルエンザウイルス薬の使用 （新型インフルエンザの場合）

- 製造販売業者流通備蓄分を含む備蓄量の把握
- 国と連携し、医療機関に対し、備蓄在庫を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請

対応期

○総合的にリスクが高いと判断される場合

- ハイリスクケースに早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な治療薬の確保等に可能な限り協力
- 治療薬が開発・承認された場合、医師会、薬剤師会、卸売販売業の団体等と連携し、円滑に供給するための調整を実施

○治療薬・治療法の活用

- 都民等に対し治療法や治療薬に関する有効性や安全性の正確な情報、対応可能な医療機関等の情報等を分かりやすく発信
- 引き続き、医療機関や薬局に対し、治療薬を適切に使用するよう要請
- 増産された治療薬を確保、公平に配分

○後遺症対策

- 後遺症の発生も視野に入れ、東京iCDC等の協力を得ながら必要に応じて医療機関等と連携し対応

○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用 （新型インフルエンザの場合）

- 流通状況を把握し、必要に応じて都備蓄分を市場に放出、国備蓄分の配分を国に要請

都行動計画のポイント

- ◆ 平時より検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に推進
- ◆ 新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備
- ◆ 病原体の性状や検査の特性等を踏まえ、検査実施の方針を適時にかつ柔軟に変更し、検査体制を見直し

準備期

○検査体制の整備

- 検査の精度管理により民間検査機関や協定締結医療機関等の検査実施能力向上を支援
- J I H S 及び民間検査機関等と連携した検査体制の構築と有事の際の試薬等の入手ルート確保、検査物資の備蓄及び確保
- 検体採取容器等の検査物資の備蓄及び確保
- 有事における検体搬送体制の整備
- 東京都健康安全研究センターや民間の検査等措置協定締結機関等の検査体制の充実・強化

○訓練等による検査体制の維持及び強化

- 訓練や研修の機会を通じた、東京都健康安全研究センターや民間検査機関等の検査実施能力、検体搬送体制の確認
- J I H S と連携した初動体制構築のための訓練

○検査実施状況等の把握体制の確保

- 有事に検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握する方法の確立及び体制確保

○有事の検査実施方針の基本的考え方の整理

- 国の方針を踏まえ、検査方法や対象者等の検査実施の方針を整理

初動期

○検査体制の整備（準備期に計画した体制の活用）

- 予防計画に基づく流行初期の目標検査実施数の確保に向けた検査体制の整備
- 東京都健康安全研究センターが有事の検査実施体制を確保

○汎用性の高い検査手法の確立と普及

- 国から提供を受けた検査試薬等を踏まえ、速やかに都における検査体制を整備

○検査実施方針等の周知

- 国及び J I H S と連携し、国の段階的な検査実施方針の見直しに協力
- 国から流行状況やリスク評価に基づき検査実施の方針等に関する情報提供がなされた場合には、速やかに関係機関に周知の上、都内の検査体制を整備

対応期

○検査体制の拡充等

- 流行初期は、東京都健康安全研究センターに加え、感染症指定医療機関、流行初期医療確保措置協定締結医療機関にて順次対応
- 流行初期以降は、段階的に検査能力を有するすべての協定締結医療機関で対応
- 医療提供体制を補完するため、地域・外来検査センター（PCRセンター）の設置等、各地域における必要な検査体制を構築
- 国から対応方針の変更が示された場合には、都内の感染状況や各施設の業務負荷等を踏まえ、国や関係機関と調整の上、検査の実施範囲、人員体制、検査体制等を適時見直し
- 新型インフルエンザ等に係る知見の収集、変異株の状況分析、本庁や保健所等との情報共有、民間検査機関等への技術支援等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮

○検査実施方針等の周知

- 検査に関する国からの情報を都民及び関係機関等に分かりやすく情報提供

11 保健

都行動計画のポイント

- ◆ 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、都民の生命及び健康を保護
- ◆ 都民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要
- ◆ 平時から感染症対策連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要

準備期

○人材の確保

- ・本庁等からの応援職員、I H E A T (※) 等、保健所の感染症有事体制を構成する人材確保の準備
- (※) 感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

○業務継続計画を含む体制の整備

- ・予防計画に定める保健所有事体制を毎年度確認
- ・保健所及び東京都健康安全研究センターの業務継続計画を策定

○研修・訓練を通じた人材育成・連携体制の構築

- ・地域の感染症対策に係る人材への研修・訓練を実施

○多様な関係機関との連携体制の構築

- ・都及び保健所設置区市は、感染症対策連携協議会等を活用し、平時から感染症指定医療機関、保健所、東京都医師会等と意見交換や研修・訓練、必要な調整等を通じ、連携を強化
- ・医療機関、医師会又は民間事業者への外部委託等を検討しつつ、効率的に自宅療養者等の健康観察を実施する体制を整備

○情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・住民への情報提供・共有方法や相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションのあり方等について検討し、平時から、有事にも速やかに感染症情報を住民に提供するための体制を構築

初動期

○有事体制への移行準備

- ・予防計画に基づく有事の保健所人員体制を整備
- ・本庁からの応援職員の派遣、I H E A T 要員に対する応援要請等、交替要員を含めた人員の確保に向けて準備

○住民への情報発信・共有の開始

- ・発生国の帰国者等からの相談を受け、感染症指定医療機関等を案内する相談センターを速やかに整備し周知

○新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に都内で感染が疑われる者等が確認された場合の対応

- ・感染が疑われる者等が発生したことを把握した場合、国やJ I H S 等と連携し、積極的疫学調査等を行う保健所を支援

対応期

○有事体制への移行

- ・保健所等の感染症有事体制を確立

○主な対応業務の実施

- ・保健所設置区市を含む管内での円滑な入院調整のため、必要に応じて入院調整本部の適時設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使
- ・保健所等において、準備期に整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相談対応、積極的疫学調査等の感染症対応業務を円滑に実施

○感染状況に応じた取組

<流行初期>

- ・有事体制への速やかな移行や検査体制の拡充に加え、職員の応援体制の構築やI C T ツールの活用、業務一元化・外部委託等を通じた業務効率化を推進

<流行初期以降>

- ・感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、体制や対応の見直しを適宜実施

<基本的な感染対策への移行期>

- ・地域の実情も踏まえ、保健所等の体制を縮小するとともに、都民に対する情報提供・共有を実施

12 物資

都行動計画のポイント

- ◆ 感染症対策物資等が医療機関等で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策を実施
- ◆ 感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備
- ◆ 不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう実行

準備期

○感染症対策物資等の備蓄

- 都行動計画に基づく、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄及び定期的な備蓄状況の確認
- 都における個人防護具の備蓄（行政備蓄）を推進
- 消防機関への個人防護具の備蓄要請と支援

○医療機関等の感染症対策物資等の備蓄等

- 予防計画に基づく、医療措置協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等の推進及び定期的な備蓄・配置状況の確認
- 協定締結医療機関に対する個人防護具の保管施設整備を支援

○緊急物資運送等の体制整備

- 指定（地方）公共機関等に緊急物資の流通や運送等の体制整備を要請

初動期～対応期

<初動期～対応期>

○感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- 協定締結医療機関における個人防護具を始めとした感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認を要請し、都内全体の状況を確認
- 医療機関等は、医療提供に必要な感染症対策物資等について備蓄・配置状況を適切に確認し、計画的な発注等により必要量を安定的に確保

○不足物資の供給等適正化

- 個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、調達困難等の理由により不足するおそれのある場合等には、行政備蓄から必要な個人防護具を供出

<対応期>

○備蓄物資等の供給に関する相互協力

- 必要な物資及び資材が不足する場合、関係各局、他地方公共団体等の関係機関との間で、物資等の供給に関し互いに融通

○緊急物資の運送等

- 緊急の必要がある場合、運送事業者の指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請

○物資の売渡しの要請等

- 緊急事態措置の実施において必要な特定物資※の確保のための売渡しを、事業者に要請（※特定物資：医薬品等の物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とするものが取り扱う物資）

都行動計画のポイント

- ◆ 平時から、事業者や都民等に必要な準備を行うことを勧奨し、都民生活及び都民経済の安定を確保するための体制、環境を整備
- ◆ 有事には、都民生活及び都民経済の安定の確保に必要な対応をするとともに、支援について公平性に留意した上で効果的に実施

準備期

○情報共有体制の整備

- ・所管する業界団体等の関係機関との連携や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備

○支援実施に係る仕組みの整備

- ・新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備

○事業継続に向けた準備

- ・事業者に対し、新型インフルエンザ等発生時に、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用やテレワーク等の人と人の接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、対応準備を検討するよう勧奨
- ・分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッドな学習形態等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制を整備

初動期

○事業継続に向けた準備等

- ・必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、オンラインも組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤等の感染拡大防止に必要な対策等の準備を要請

○都民生活への配慮

- ・都立・都営施設での感染防止対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び都が実施するイベントでの感染防止対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討
- ・区市町村に対し、高齢者や障害者等の要配慮者への支援の準備を依頼
- ・区市町村に対し、ごみ処理等について、感染拡大に備えた準備を依頼

○生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け

- ・都民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛け
- ・事業者に対し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみ防止を要請

対応期

○都民生活の安定の確保を対象とした対応

- ・生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品に係る事業者に安定的な供給を確保するよう要請
- ・まん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策を実施
- ・学校の使用の制限や臨時休業の要請等がなされた場合、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を実施
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、都民への迅速かつ的確な情報共有に努め、必要に応じ、都民からの相談窓口・情報収集窓口を充実

○社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- ・まん延の防止に関する措置による事業者の経営及び都民生活への影響を緩和し、都民生活及び都民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置等について、公平性にも留意し、効果的に実施